平成２４年（フ）第２１号
福島市野田町３丁目８番21号　エトワール福島第１―604号、従前の住所福島県伊達郡桑折町大字万正寺字大国水７番地の13
債務者　八巻　義弘
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２２号
福島市野田町４丁目５番15号　市住１―56
債務者　渡邉　玲子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１６号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚1320番地の１、旧住所茨城県水戸市堀町1270番地の５
債務者　齋藤亜季子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３２号
茨城県笠間市来栖2391番地
債務者　野沢　信枝
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４２号
茨城県ひたちなか市大字武田702番地、旧住所埼玉県川口市芝４丁目14番28号栄ハイツ201号
債務者　桜井　一真
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３２１号
長野市若里１丁目29番11―101号
債務者　郷原かおり
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
長野県木曽郡木祖村大字薮原299番地１
債務者　唐澤　豊美
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２４号
長野県安曇野市穂高580番地４、前住所長野県安曇野市穂高柏原1676番地５
債務者　岩渕　敬子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７７号
長野県岡谷市長地梨久保２丁目７番20―304号　市住中村Ａ１、前住所長野県岡谷市塚間町１丁目８番５号
債務者　春日　正幸
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１０号
長野県茅野市宮川7296番地75　コーポ東203号、前住所長野県茅野市ちの978番地１　メゾン寺島１―102号
債務者　金子　英男
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１１５号
京都市北区上賀茂朝露ケ原町38番地５　さくらんぼマンション306号室、前住所滋賀県栗東市小柿３丁目４番43―14号
債務者　竹田　幸央
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８９号
滋賀県守山市矢島町1249番地
債務者　林　　昭彦
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５号
大津市栄町19番15号　ハイネスビエン201号室、前住所大津市大江３丁目19番15号
債務者　増田　治彦（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５号
大津市神領３丁目４番31号　神領アパート202、前住所大津市晴嵐１丁目６番１号　シャングリラ102号
債務者　天野　伸一
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８号
鳥取県八頭郡八頭町郡家589番地４　アドヴァンスＫⅡ202号、旧住所福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地11番502号
債務者　西森　寿子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４１３号
広島市安芸区船越２丁目46番１―103号、住民票上の住所広島市安佐北区落合１丁目28番18号
債務者　藤本　菜見
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４３７号
広島市安佐北区安佐町大字久地206番地の137
債務者　有馬　有希（旧姓秋杉）
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部